

制限付一般競争入札参加申込書作成要領

平成19年鳥取県告示768号(県が発注する建設工事の制限付一般競争入札に参加する者に必要な一般的事項等について。以下「共通告示」という。)に基づく制限付一般競争入札に係る入札参加申込書の作成に関しては、公告に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

1 記載要領(様式第1号)

(1) 基本事項

- ア 共通告示1の(1)及び(7)に該当するか否かを記載すること。
- イ 基本事項1及び2は、回答欄のいずれかを「 」で囲むこと。
- ウ 基本事項3は、参加希望者の営業所(建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。)の専任技術者(建設業法第7条第2号に規定する者をいう。)をすべて記載すること。

(2) 会社要件

- ア 同種工事(平成10年度(トンネル工事にあつては平成4年度、グラウンドアンカー工事にあつては平成15年度)以降に完成し、引渡しの完了している発注工事と同種のものとして調達公告で定める工事をいう。以下同じ。)を元請として施工した実績(共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が調達公告で定める割合以上の構成員としてのものに限る。以下「同種工事实績」という。)があることを入札参加者の条件とする場合に記載すること。
- イ 同種工事实績の中から代表的なものを記載すること。
- ウ 同種工事实績は2件を限度とし、鳥取県内において施工したものを優先しつつ、発注者が県であるもの、国又はこれに準ずる公共的団体であるもの、市町村であるもの及びそれら以外のものの順に記載すること。
- エ 実績工事名の欄には、同種工事に該当する工事名を記入すること。
- オ 工事内容証明書の欄には、実績工事名に記載した工事のCORINS登録番号又は工事カルテに代わる契約書及び仕様書等の実績工事の内容を証明する書類の名称を記載すること。

(3) 技術者要件(配置予定技術者)

- ア 共通告示1の(8)の技術者(以下「配置技術者」という。)を発注工事に専任で配置できることを入札参加者の条件とする場合に記載すること。
- イ 本件工事の配置予定技術者の氏名の欄には、本件工事に配置を予定している技術者の氏名を記載すること。なお、予備の者も含め2名まで記載することができる。
- ウ 継続雇用期間の欄には、配置予定技術者が採用された日及び採用日から開札日までの雇用期間を記載すること。
- エ 調達公告で定める資格に係る資格者証の欄には、調達公告で定める資格の資格者証に係る内容を記載すること。
- オ 監理技術者資格者証の欄には、監理技術者資格取得者を記載した場合に調達公告で定める資格の資格者証に係る内容を記載すること。
- カ 配置予定技術者の申請時における他工事の従事状況等の欄には、配置予定技術者が申請時に主任技術者、監理技術者又は現場代理人(以下「主任技術者等」という。)として従事している場合、従事している工事名、工期並びに従事役職を記載すること。
- キ 配置技術者に同種工事を元請として施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(以下「技術者等」という。)として当該同種工事を施工管理した実績(現場代理人としての実績については、調達公告で当該実績を同種工事を施工管理した実績として認めることとする場合において、その施工の当時に当該調達公告で定める資格(以下「特定資格」という。)を有する技術者であったときのもの)に限り、共同企業体の構成員の技術者等として施工管理した実績については、出資比率が調達公告で定める割合以上の構成員の技術者等としてのものに限

る。以下「施工管理実績」という。)があることを入札参加者の条件とする場合は施工管理実績に係る項目に記載し、入札条件としない場合は記載しなくても良い。

- ク 施工管理実績に係る工事については、施工管理実績の中から代表的なものを記載すること。
- ケ 施工管理実績に係る工事の施工期間中に、交替等により当該技術者等として配置されていない期間のある者については、その者が当該工事に当該技術者等として配置されていた期間(以下「配置期間」という。)が2年以上に及ぶ場合又はその者の配置期間が他のすべての者の配置期間より長い場合に限り、施工管理実績として認めるものとする。
- コ 施工管理実績は2件を限度とし、鳥取県内において施工した工事に係るものを優先しつつ、発注者が県である工事に係るもの、国又はこれに準ずる公共的団体である工事に係るもの、市町村である工事に係るもの及びそれら以外のものの順に記載すること。
- サ 施工管理実績に係る工事については、当該工事の内容及び当該工事に配置された技術者等が確認できる書類(工事請負契約書及び仕様書の写し、工事カルテの写し、技術者等の選任に係る発注者側の確認書の写し等)を添付すること。なお、共同企業体の構成員の技術者等として施工管理した工事の場合は、当該共同企業体の協定書の写しも添付すること。
- シ 実績工事名の欄には、同種工事に該当する工事名を記入すること。
- ス 工事内容証明書の欄には、実績工事名に記載した工事のCORINS登録番号又は工事カルテに代わる契約書及び仕様書等の実績工事の内容を証明する書類の名称を記載すること。
- セ 実績工事従事役職欄(配置予定技術者)には、主任技術者・監理技術者等受注工事で従事したときの役職を記入すること。
- ソ 共同企業体対象工事においては、代表者以外の構成員ごとに別葉で作成し、該当項目について記載すること。

(4) その他

工事案件が共同企業体の対象工事である場合は、様式第1号は構成員ごとに作成し、代表者構成員が一括して提出すること。

2 添付書類

(1) 会社要件：同種工事实績

ア 同種工事实績に係る工事の内容が確認できる書類(工事請負契約書及び仕様書の写し、工事カルテの写し等)を添付すること。なお、共同企業体の構成員として施工した工事の場合は、当該共同企業体の協定書の写しも添付すること。

(2) 技術者要件(配置予定技術者)：配置予定技術者

ア 1の(3)のアにより記載した者が配置技術者となる資格を保持していることが確認できる書類(当該資格に係る合格証明書又は資格者証の写し(建設業許可、経営事項審査、又は入札参加申請に係る届出によりすでに県に提出しているものを除く。)等及び参加希望者の継続雇用者であることが確認できる書類(監理技術者資格者証(表面及び裏面)の写し、健康保険被保険者証の写し等)を添付すること。

イ 1の(3)のキにより記載した施工管理実績を確認できる書類(工事請負契約書及び仕様書の写し、工事カルテの写し、技術者等の選任に係る発注者側の確認書の写し等、又は当該共同企業体の協定書の写し(同種工事を共同企業体で施工した場合は添付する))を添付すること。

(3) 県外に本店を有する者に経営事項審査点数の条件が付されている場合

平成19年鳥取県告示第 号2の(1)のイを対象期間とする経営事項審査の区分に係る発注工事の総合評定値(法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。)の通知書の写し

3 事後提出書類

以下の書類については、当該案件が共同企業体対象工事である場合、開札後入札執行官に求めら

れた場合に提出するものとする。ただし、以下の書類の契約日等については開札日以前のものであること。

ア 当該共同企業体の協定書の副本

イ 当該共同企業体の各構成員が発注工事の入札及び請負代金の請求等に関する事務を代表構成員に委任することを証する委任状